

南北朝期に於ける悪党の法的位置付け

The legal position of the Akutos in the Nanbokucho period

下 沢 敦*

Atsushi Shimosawa

要約

南北朝期に至り、京都大番役が廃れたことから、旧来の大犯三ヶ条に大きな異動が生じ、解釈方法が変更され、大犯三ヶ条は、謀叛人、殺害人、夜討強盗山賊海賊、の3大検断項目だけに限定されることになり、体系的整合性を向上させた。夜討強盗山賊海賊の類である悪党は、大犯三ヶ条中の1条項として、明確な法的位置付けを獲得するに至った。謀叛人、殺害人、悪党は、何れも死罪や流刑に相当する大犯であるが、悪党の処断には幅があった。しかし、①現行犯、②犯行の露見、③証拠分明、④悪党との評判などにより、悪党であることが判明している場合には、速やかに死罪に処すべきとされた上、悪党を見付け次第、その場で打ち果たすことさえ、法的に容認されるに至っていた。秋霜烈日の如き悪党処断法が厳然と存在していたにも拘らず、悪党は、依然として全国で猛威を振るい続け、倭寇に進化を遂げ、海外に進出し、被害を一層拡大させる者すら、一部には出現していた。

キーワード：南北朝悪党

*基礎教養科目担当

初めに

『太平記』巻第十二「兵部卿親王流刑の事 付けたり驪姫が事」の中には、大塔宮護良親王が、元弘の乱の勝利の後、征夷将軍に任じられたが、足利高氏（足利尊氏）を激しく敵視し、尊氏を討とうとして、兵を集め、兵等に武技の訓練をさせるために、京—白河の周辺で毎夜辻切りをさせていた、との物騒な記述がある。⁽¹⁾

それに続けて、『太平記』では、

そもそも高氏卿、今までは随分忠ある仁にて、過ぎし僻事ありとも聞えざるに、何事に依つて兵部卿親王は、これ程に御憤りは深かりけるぞと根元を尋ぬれば、去年の五月に官軍六波羅を攻め落したりし刻、殿法印の手の者ども、京中の土蔵どもを打ち破つて、財宝どもを運び取りけるあひだ、狼藉を鎮めんがために、足利殿の方よりこれを召し捕つて、二十余人六条河原に切つてぞ懸けられける。その高札に、「大塔宮の候人、殿法印良忠が手の者ども、在々所々において、昼強盗をいたすあひだ、誅するところなり」とぞ書かれたりける。殿法印この事を聞いて、安からぬ事に思はれければ、様々の讒を構へ方便を回らして、兵部卿親王にぞ訴へ申されける。⁽²⁾

と書かれている。上の引用文の中に、「去年の五月」と言っているのは、元弘三年（一三三三年）五月の六波羅攻めの時のことであり、この時点では、後醍醐天皇は、未だに京都に還幸するに至っていなかった。当時は、六波羅攻めの殊勲者である足利尊氏が、京都を自己の実力支配下に置いていた時期に相当する。上の『太平記』の記事によれば、大塔宮護良親王に属し、赤松氏と協力して、六波羅攻めに貢献した殿法印良忠⁽³⁾の手の者共が、京都占領直後の混乱状態に乗じて、京中各所の土蔵を打ち破って、財宝を運び取る暴挙に出た。こうした「狼藉」行為を鎮めるために、足利殿（足利尊氏）の側から、狼藉を恣にした殿法印良忠の手の者共を召し捕って、二十余人を六条河原の刑場で斬罪に処し、梟首してしまった。その時、同時に高札を掲げたが、その高札には、「大塔宮の候人である殿法印良忠の手の者共が、京中のあちこちで、昼強盗を働いたので、誅罰した」と書かれていたのである。『太平記』のこの記述からは、足利氏の政権掌握以前のごく早い段階に於いて、足利氏の手により実施されていた占領地—京都—市中の治安維持のための施策が、早くも著しく武断的な性格を帯びていたことを如実に知り得る。そして、それと同時に、この記事の中での昼強盗行為に象徴されるような所謂「悪党」行為に対して、足利氏によって科せられる処断刑のあり方に関しては、悪党に対して科せられる刑罰の程度が、先代—北条氏の支配した鎌倉時代—に於けると同じく、極めて重いものであった⁽⁴⁾ことをも、十分に伺うに足るのである。

小稿は、上の『太平記』の引用記事の後の段階、すなわち、ごく短かった建武政権期を経て、足利氏が政権を掌握した後の段階を中心に、南北両朝が合一するに至るまでの所

謂南北朝期に於ける、主として、武家—足利氏の武家政権（足利幕府・室町幕府）—の側からする、悪党の法的な位置付けについて、ごく簡単な議論に止まるが、その最も基礎的な部分に関する考察を試み、併せて、当時の悪党の研究に若干資する所があらうかと考え、1つの作業仮説を提示することを主な目的とするものである。

一、足利幕府成立までの建武政権期に於ける悪党

鎌倉幕府倒壊後、建武政権期に於ける悪党の特質を、一言を以って概括して言い表わすならば、上に瞥見した通り、〈狼藉を働く者〉と特徴付けることができる。或いは、これを〈濫妨を働く者〉とも言い換え得る。⁽⁵⁾ 建武政権が曲がりなりにも政権としての体裁を保ち得ていたのは、三年足らずとごく短い間であったが、この時期に於ける悪党の基本性格は、既に前代—鎌倉時代—末までに確固たる形を成して立ち現われるに至っていた悪党の基本性格⁽⁶⁾と比較して、殆ど全く異なる所がない。悪党に限って言えば、鎌倉から建武と言う大きな時代の転換期に際しては、目に見える程大きな性格の変化は、何ら生じて来ることもなかった、と言い得るのである。

そこで、ここで先ず、鎌倉時代末頃までには既に確立され、当時の一般社会から受け入れられていたと思われる悪党の基本性格の認識把握の仕方に関する社会通念を一通りごく簡単に説明しておく必要がある。端的に言って、当時一括して掲げられる慣例であった4種類の犯罪類型—「夜討」・「強盗」・「山賊」・「海賊」—の何れかに該当する犯罪行為を犯した犯罪者の類が、取りも直さず、当時の人々から、悪党と見られていた存在に他ならなかった、と言うことができるのである。⁽⁷⁾ しかし、ただ単に、悪党とは、夜討・強盗・山賊・海賊の類のことである、とする悪党の基本性格の認識把握に関する当時の一般の人々の間での社会通念が、前代末までのそれと基本的には全く同様なままに止まっており、当時少しも変化を蒙っていなかったと言うだけでは止まらなかった。多少細かいことになるが、例えば、当時、悪党の問題が発生した時に、為政者に対して提出される慣例になっていた悪党のブラックリスト—当時の用語に従えば、「悪党交名」—の基本的な記載様式を見ても、やはり、それは、前代末までの様式と殆ど全く同様の形式のものであり続けていたのである。凡そブラックリストなどと呼ばれる文書の記載形式は、たとえどれ程に時代が移り変わって行っても、恐らく余り大きな変化を見ない性質のものであることは、確かに否定できない。しかし、やはりこの点を見ても、悪党の基本性格についての一般社会の人々による認識把握の仕方が、鎌倉から建武への時代の推移によって何ら影響を受けていなかったことの1つの間接的な表われと受け取れるのではないかと思われる。非常に短かったこの時期に於いて作成された悪党交名の实例としては、初期のものとして、『鎌倉遺文』第四十一卷所収の第32249号文書「越前三国湊悪党注進状」⁽⁸⁾

や、『鎌倉遺文』第四十二卷所収の第32772号文書「若狭太良莊悪党人交名案(年代未詳)」⁽⁹⁾、及び第32811号文書「陸奥鎌田孫太郎入道等濫妨注進状」⁽¹⁰⁾などの実例を挙げることができる。

しかし、以前からよく知られ、常識になっている通り、建武政権期には、政権が全て後醍醐天皇と言うカリスマ的人物⁽¹¹⁾ 1人の手中に帰したので、当然のことながら、悪党問題の処理に当たる中心主体は、後醍醐の主導する公家統一政権—建武政権—ということになった。しかも、当時の公家統一政権の特徴が大層よく滲み出ていると思われる点であるが、悪党問題の処理に関しては、公家一統を標榜する中央政府では、飽くまでも、文書行政事務処理を中心にして、専らその種の文書に関する事務処理だけを取り扱っていたに過ぎなかったのである。建武政権期に於いて、悪党による狼藉の問題は、先ず、最初の内は、①後醍醐天皇自身の発する論旨による問題処理が図られていたが、⁽¹²⁾ それに続いて、②建武政権の主要な中央政務機関の1つである雑訴決断所⁽¹³⁾が発足すると、雑訴決断所の「牒」と呼ばれる文書に基づいて、悪党交名の注進が命じられるようになった。そして、雑訴決断所に注進された悪党交名に基づいて、悪党は、罪科に処せられることになっていた。尤も、建武政権及びその代表的な政務機関の1つである雑訴決断所が、悪党問題の処理に関して主体的に果たしていた役割を辿り得るのは、実はここまでであり、そこから先の、実際の悪党の逮捕や、悪党の鎮圧と言った、末端の重要な業務については、政権自らが直接それに関与していた形跡は、凡そ全く伺うことができないのである。雑訴決断所の牒の中では、悪党は、大概非常に抽象的な存在に止まっていたのであり、実際に、雑訴決断所の牒の多くに於いては、ただ、「悪党が何処其処で濫妨狼藉を働いたと聞くが、もしそれが事実であるとしたら、それは甚だ宜しくない。以前出された論旨に従って問題を処置し、悪党の濫妨狼藉を止めさせて、所務(通俗的に言えば、「年貢徴収業務」)を全うせよ。その上でなお悪党の濫妨狼藉が続くならば、罪科に処するから、悪党交名を作成して提出せよ」との趣旨を持つ命令が、宛然判で捺したように同一パターンで書かれ、繰り返し出されているばかりなのである。その種の同趣旨の命令を発している同一パターンで書かれた雑訴決断所の牒の実例としては、例えば、『南北朝遺文・九州編』第一卷所収の第16号文書「雑訴決断所牒」⁽¹⁴⁾、第17号文書「雑訴決断所牒」⁽¹⁵⁾、第18号文書「雑訴決断所牒」⁽¹⁶⁾などを挙げ得る。しかし、多くの雑訴決断所の牒の中で、このように、専ら所務(年貢徴収)を全うすることのみが強調されていたのは、雑訴決断所の持っていた所領関係の裁判所たる性格、民事法廷たる性格に照らして考えれば、別段不思議と言う程のことではないとも言えよう。尤も、例えば、九州のような京都からの遠隔地で、実際に悪党が発生して、現地で猛威を振るったような場合については、実際問題として、後醍醐の中央政権としては、悪党対策のために直接に行使し得る有効な手段を余り多くは持ち合わせていなかったのではないかと考えられるが、これを「両使」のような使節による所務の遵行

の仕組み⁽¹⁷⁾を作り上げていた前後の武家政権と比較して見れば、悪党問題に対処する公家と武家との取り組み姿勢の違いは、ここに於いて歴然としていられると思われる。

また、この建武政権の時期には、前代に於いて、京都・鎌倉と言う公武の二大政治都市を中心に行なわれていた所謂「大番」が、少なくとも京都に於いては、なお引き続いて行なわれていた。⁽¹⁸⁾ この些細な事実も、小稿の議論の上では、特に重要な事実であり、見落とすことができない程重要な論拠を成しているのである。建武政権期に於いて、京都大番が前代同様に継続実施されていた事実については、従来余り強調されては来なかった。しかし、この京都大番に関しては、当時の資料の中に、様々な証跡が認められる。⁽¹⁹⁾ 取り分け、内裏大番に関しては、後醍醐の指導する建武政権は、建武二年（一三三五年）三月一日に、「大番条々」並びに「陣中法条々」なる基本法令を制定して、大番を法制化する程に力を入れていたことを指摘できる。⁽²⁰⁾ 後述のように、この時期に依然として京都の内裏大番が継続実施されていたことは、すぐ後の時代—足利幕府が京都を支配下に置いた南北朝・室町時代—とは大きく異なっている点である。

二、足利幕府成立以後の南北朝期に於ける悪党

後醍醐天皇の建武政権を覆すことによって登場し、成立を見た足利氏の武家政権は、周知のように、京都に幕府を開いた。足利幕府（室町幕府。小稿では、専ら「足利幕府」の呼称の方を使用することとする）は、基本的には、鎌倉幕府の基本法典であった「御成敗式目」（「貞永式目」。小稿では、専ら「貞永式目」の呼称の方を使用することとする）を自らも踏襲することとする施政上の根本方針を固めていて、早い段階から、その施政上の根本方針を明らかにしていた。例えば、足利氏が諸国に配置した守護の職務事項に関して見ても、それらを貞永式目に定められていた所謂「大犯三ヶ条」に限定することを、政権発足の当初から明らかにしていたのである。その具体的な法的根拠は、足利尊氏が新田義貞追討の賞として征夷大將軍に任ぜられる直前に当たる建武五年（暦応元年に同じ。一三三八年）後七月廿九日に沙汰された「諸国守護人事」規定がそれである。

一 諸国守護人事<建武五 後七 廿九御沙汰 奉行 諏訪大進房円忠>

右、被補守護之本意、為治国安民也、為人有徳者任之、為国無益者可改之処、或募勲功之賞、或称譜第之職、押妨寺社本所領、管領所々地頭職、預置軍士、充行家人之条、甚不可然、固守貞永式目、大犯三ヶ条之外、不可相縊、爰近年不叙用引付等之奉書、不及請文、徒涉旬月、多累催促、愁鬱之輩不可勝計、政道之違乱、職而由斯、仍就違背之科条、須有改定之沙汰矣、⁽²¹⁾

上に引用した規定の中で、取り分け、「固守貞永式目、大犯三ヶ条之外、不可相縊」と述べている一節に注目したい。足利幕府の出した法令の上では、足利氏が諸国に任命し、

配置していた守護は、政権発足の当初より、貞永式目に定められていた大犯三ヶ条以外の事項に関与することを全く許されていなかったのである。

しかし、現実には、古今未曾有の全国的な大動乱の打ち続く南北朝時代に突入したことにより、当初から、足利幕府は、全国に展開する反足利幕府勢力—つまり南朝方—を撃滅するための戦争遂行に余念がなく、反足利幕府勢力を打倒するための作戦行動の反復に寧日ないありさまであった。足利幕府は、幕府に対して楯突く謀叛人—これを当時の用語に則して言い直せば、「反逆之凶徒（反逆の凶徒）」になる—の退治に自ら全精力を傾注していたが、そのみならず、自らが任命して、全国に配置した足利方の守護に対しても、「凶徒退治」を第一の主任務として課することにならざるを得なかった。こうして、全国の足利方の守護は、当初から、のべつ幕なしに凶徒退治に駆り立てられ、凶徒退治に明け暮れていたのである。このような状況下では、各国の守護が、以前の鎌倉時代や建武政権期に於けるような悠長な大番催促を行なっている実際上の余裕は、全く消失し果てていたと考えられる。当時の足利方の守護は、何よりもまず、凶徒退治任務遂行のために、主として、任国に於ける軍勢催促権及び軍事指揮権の発動を中心に活動し、⁽²²⁾ それらの権限を縦横に駆使して、最優先事項である凶徒退治任務を精力的に遂行していたのである。そして、しばしば凶徒が各地の悪党を率いて幕府に反逆し、蜂起した所から、守護の凶徒退治任務の中には、前代末以来、武家にとって悩みの種—宿痾—であり続けていた悪党を退治する任務も取り込まれるようになり、後述するように、悪党退治任務は、守護の凶徒退治任務の中に含めて捉えられるに至っていた。悪党を凶徒とも呼び替えることは、既に前代以来の習慣的呼称方法として広く定着していた感があるが、⁽²³⁾ この南北朝期当時に於いては、悪党は、凶徒退治任務遂行を主目的とする足利幕府—守護側の武力発動の主要な対象の1つとして位置付けられ、任国内で蜂起した悪党は、守護が全力を挙げて鎮圧すべき主要な攻撃対象の1つと見なされていたのである。現に悪党を凶徒と呼び替えている当時の資料の一例としては、貞和二年（一三四六年）閏九月五日の「東大寺宿老烈参事書」が挙げられる。⁽²⁴⁾

激しい全国動乱の続くこの時代には、前代まではごく普通に、恒常的に行なわれていた京都大番の制度を、建武政権期に於いて試みられたように、制度的に維持し続けて行くことは、現実的に見て、足利幕府にとっては、著しく困難であるか、寧ろ全く無理なことになり果てていたと思われる。結果的に、足利幕府は、旧来行なわれて来たように、大番催促を守護の職権事項の筆頭に位置付けておくことを、實際上断念せざるを得なくなったのであろう。このような全般的な情勢の変化から、当然の如くにしてもたらされることになった結果の最たるものは、容易に推測が付くように、足利幕府が、基本的には従前通りそのままの形で維持しようとの目論見を持っていた貞永式目の第三条の冒頭部分、すなわち所謂大犯三ヶ条規定の解釈方法に、決定的な変更が加わらざるを得なくなった、と言うこ

とである。

以前から大変よく知られている通り、貞永式目では、その第三条「諸国守護人奉行事」に於いて、

一 諸国守護人奉行事

右右大将家御時所被定置者、大番催促謀叛殺害人<付、夜討強盜山賊海賊>等事也、而近年分補代官於郡郷、充課公事於庄保、非国司而妨国務、非地頭而貪地利、所行之企甚以無道也、抑雖為重代之御家人、無當時之所帶者、不能駙催、兼又所々下司庄官以下仮其名於御家人、対捍国司領家之下知云云、如然之輩可勤守護役之由、縦雖望申一切不可加催、早任右大将家御時之例、大番役并謀叛殺害之外、可令停止守護之沙汰、若背此式目相交自余事者、或依国司領家之訴訟、或依地頭土民之愁鬱、非法之至為顯然者、被改所帶之職、可補穩便之輩也、又至代官者可定一人也、⁽²⁵⁾

と規定してある。小稿では、差し当たり、特に上の貞永式目第三条の冒頭部分に注目してみたい。すると、貞永式目第三条の冒頭部分では、事書にある「諸国守護人奉行事」、すなわち諸国の守護の職権の及ぶ所掌事務として、

- ① 大番催促
- ② 謀叛（人）
- ③ 殺害人

の3項目が挙がっており、更に付けたり（追加事項）として、

- ④ 夜討強盜山賊海賊

の1項目が追加規定されていることに当然の如く気が付こう。従って、この規定の実質に照らして見るならば、鎌倉時代に、貞永式目第三条により諸国の守護の主要な職権事項として定められていた事項は、全部で合計4箇条の項目から成り立っていたと考えることが十分に可能なのである。しかし、当時から、これらの全4箇条の守護の職権規定は、全てが同格に見られていたと言う訳ではなかった。4項目の間に主従の格差を認めるとすれば、①大番催促、②謀叛（人）、③殺害人、の3項目が主であり、付けたりの④夜討強盜山賊海賊の1項目だけが一段下がって従に格付けされていたと考えることができる。貞永式目第三条の冒頭部分に置かれたこの規定こそが、従来所謂大犯三ヶ条の規定に他ならないのであるが、その中の主要な位置に置かれた3項目だけに限って、貞永式目第三条の冒頭部分を今一度眺め直して見れば、確かに、それは、貞永式目が制定されたその最初から、「三ヶ条」から成る規定に他ならなかったと言えるのである。貞永元年（寛喜四年に同じ。一二三二年）八月に於ける貞永式目の制定以後、鎌倉時代の残りの約一世紀の期間、つまり鎌倉時代中期から後半期を通じて、貞永式目第三条の冒頭部分に置かれた守護の主要な職権事項に関する所謂大犯三ヶ条規定の基本性格に関する捉え方及び解釈方法は、基本的には、目立つ程の変化を来たすことはなかったと思われる。

貞永式目の制定から一世紀が経ち、南北朝期に至った頃に目を向け変えて見ると、前述のように、確かに、足利氏も、政権発足の当初の間は、貞永式目並びに大犯三ヶ条の規定を堅持する基本方針を示していた。とは言うものの、全国を巻き込む未曾有の大動乱の時代に突入したことにより、足利氏の政権掌握過程に於ける全国的動乱の展開の渦中で、ごく自然に、守護の①大番催促の職権が、守護任国に於ける軍勢催促の権限及び軍事指揮権に切り替わって行くようになった。完全に切り替わったとまでは言えないにしても、この時代を通じて、大犯三ヶ条規定の中の①大番催促を各国の守護が続行する実質的意味が著しく低減して行ったことは否定できない。

また、その一方では、足利尊氏が、古代以来の公家政権の所在地である京都の地に、史上初めての武家政権 — 足利幕府・室町幕府 — を開いて、京都を武家政権の直接支配下・直隸下に置いたと言う事情も深く関係していることが、当然考え合わせられて来よう。足利尊氏を将軍に戴く幕府が京都に開かれたと言うことは、単に、京都を足利将軍の膝元化したと言うだけに止まるものではなく、同時に、もし非常の事態による必要が生じた場合には、畿内近国の足利方の守護の軍勢力を内裏・仙洞の警固、延いては中世都市京都の防備に直接的に動員できるような客観的条件が整い始めた、と言うことをも意味している。足利幕府は、必要に応じて、畿内近国の守護に手勢を率いて上洛させ、在京を命じることまでもできるようになった。よく知られた「在京大名」⁽²⁶⁾の出現である。こうした客観的条件の変化により、この上なお、全国の武士を選んで定期的に上京させ、一定期間在京・駐屯させて、主として内裏・仙洞の諸門を守備・警固させると言うような、王朝時代以来の長い伝統に立脚する古い形態の京都警衛業務遂行のために、守護による①大番催促を実施し続けて行く実際上の必要性が、急速に薄まって行くようになり、やがては消失して行ったと考えられるが、それも無理からぬ所であろうと思う。単に内裏・仙洞の門々守護・門々警固と言う旧来の大番業務のみならず、中世都市京都の防備態勢の整備と言う観点までも視野に入れるとすれば、これに加えて、前代の在京人⁽²⁷⁾の系譜を引く、足利幕府の奉公衆⁽²⁸⁾的な武士の存在と言った事情も、当然相俟っていると考えられよう。

ところで、上記のように、鎌倉時代が終わり、建武政権期を経て、南北朝・室町時代に入ると、守護の①大番催促が行なわれなくなり、京都大番役が全く廃れてしまったと言うことは、実を言えば、旧来の通説と言ってよく、既に久しい以前から繰り返し指摘されていて、今や常識的知識となっている所である。⁽²⁹⁾このことは、今更こと改めて強調する必要がない程によく知られているが、確かに、南北朝・室町時代の当時の資料に徴して見ても、守護による①大番催促が積極的に実施されていた証拠は、殆ど全く見当たらない。南北朝・室町時代の当時、大番役に指定された武士が京都に上って一定期間在京し、内裏・仙洞の門衛警備業務に従事していた事実を示すような資料は、皆無とまでは言えないが、至って乏しいのである。南北朝期に於ける大番の実例として管見に入った所では、

『園太暦』貞和元年（康永四年に同じ。一三四五年）八月廿九日条の、弟直義と共に天龍寺供養に向かう將軍尊氏の行列についての記述の中で、大納言尊氏の乗車とその供回りについての記述箇所、「大番」の語が見出されるのが目立つ程度である。それを引用すると、

次大納言車、＜八葉、狩衣牛飼遣之、直垂牛飼両三相副之、大番笠持如例、又小雑色六七人歟、＞⁽³⁰⁾

ここでの大番は、笠持と併記されている所から推測されるように、足利將軍の供回りの衆であり、將軍の身邊護衛官に近い存在で、奉公衆に多少似通った性質を有すると考えられるが、「如例」とあるから、足利將軍の公式の外出の際には、大番が笠持や小雑色と共に將軍の身邊に随行するのが恒例となっていたことが伺われる。しかし、この大番は、内裏・仙洞の門衛警備業務に従事していた門々守護・門々警固の大番とは類を異にしているように思われ、これを前代までの大番の系譜上に位置付けて、同日に論ずることには些か躊躇を覚えさせられるものがある。こうした大番関連資料の残存度の点では、前代の記録、例えば、『花園天皇宸記』の記録する所（特に花園天皇の在位中の記事）などとは、対照的と言ってもよい程の相違がある。⁽³¹⁾ それ故、小稿でも、筆者は、基本的には、旧来の通説に従い、南北朝期以降は、京都大番役が廃れた、と言う認識に立って立論している。

こうして、南北朝期に入ると、所謂大犯三ヶ条規定の筆頭に位置して来た守護の①大番催促の権限は、凶徒退治を主眼とする守護の軍勢催促権及び軍事指揮権に自然に移行するに至った。また、足利將軍のお膝元であり、幕府の所在地である中世都市京都の防備態勢の主な担い手として、奉公衆化した旧在京人系の武士や、畿内近国の有力守護や、在京大名などが立ち現われて来たことによって、守護の①大番催促の必要性は、頓に低減した。その結果、貞永式目第三条の冒頭部分に定める大犯三ヶ条規定の中で、①大番催促条項の持っていた積極的な意味は、自然に消失することとなったのである。このことは、必然的に、大犯三ヶ条規定の条項に、目に見えて大きな移動（異動）を生じる結果となった。

すなわち、大犯三ヶ条規定の中で、②謀叛（人）の検断と③殺害人の検断との2つの検断事項は、依然守護の主要な職権事項として、足利氏が任命した守護の手中に残されていたが、それらの2箇条以外に、貞永式目第三条の規定の中では、元来守護の職権事項の付けたりの位置にあったに過ぎない④夜討強盗山賊海賊の検断事項が、大犯三ヶ条規定の中の正規の1箇条に繰り上がることになって、他の2つの既存の検断条項と同格の、独立の検断条項に昇格することにならざるを得なくなった。ただし、小稿では、当時の慣例に従い、④夜討強盗山賊海賊の中の4つの犯罪類型を一括して取り扱って、議論している。そこで、結局、この南北朝期に至ると、武家のみならず、当時の一般社会の人々からは、

- (1) 謀叛（人）（元は②）
- (2) 殺害人（元は③）

(3) 夜討強盗山賊海賊（元は付けたたり）

の3箇条から成る検断条項だけが、大犯三ヶ条の内容を成す事項として理解されるようになり、改めて、これらの3箇条が大犯三ヶ条と認識されるに至った、と考えることができるのである。『日本国語大辞典』によれば、「大犯」とは、〈特に重大な犯罪〉や〈大犯三箇条に規定されているような大罪〉の意味を持つ用語である。⁽³²⁾ 大犯の語が持つこうした意味を照らし合わせて考えて見れば、南北朝時代に入って、貞永式目第三条の冒頭部分の①大番催促条項が自然消滅したことにより、大犯三ヶ条の条項に移動（異動）が生じ、その結果、大犯三ヶ条の内容が、全て上記の(1) 謀叛人、(2) 殺害人、(3) 夜討強盗山賊海賊、の合計6つの犯罪類型によって表現されるような重大犯罪に関する検断条項だけに限定して理解され、解釈されるようになったことは、一面では、頗る道理に適ったことであり、同時に甚だ意味深いことと考えられる。言い換えれば、大犯三ヶ条の条項に移動（異動）が生じたことから、3箇条が配列し直されて、再度大犯三ヶ条として体系化され、その内容が、これらの3箇条から成る独立対等で同質の検断条項だけに整理し直されることにより、それらの合計6つの犯罪類型に合致する犯罪行為についての検断手続きだけが、守護の主要な職権事項として認識把握されると言う具合にして、大犯三ヶ条についての解釈方法がここに至って大きく改まった、と言うことになるが、このような解釈方法の変更により、(1) 謀叛人、(2) 殺害人、(3) 夜討強盗山賊海賊、の3検断条項だけが、守護の職掌の範囲内へ絞り込みをかけられて、大犯三ヶ条の中に配列し直されることになり、守護検断権の体系として、改めて明確に位置付けられるようになったと考えられるのである。大犯三ヶ条規定に関する解釈方法に加わったこのような変更は、前代までの大犯三ヶ条規定に関する理解の仕方と比べて見た場合、著しく大きな変化を遂げたものと言うことができよう。貞永式目第三条の冒頭部分に関する解釈方法の変更は、鎌倉時代以来、所謂大犯三ヶ条規定の中に定立されて来た守護の職権条項の体系そのものが、南北朝期に至って蒙ることになった大きな変化であり、その変化は、中世に於いて大犯三ヶ条規定が蒙ることになった変化の中では、最大級の変化であったと思われる。つまり、南北朝時代に至って大犯三ヶ条規定が改まったことは、前代以来定立されていた大犯三ヶ条規定の条項に移動（異動）が生ずるに伴い、規定の解釈方法に加わった変更が、大犯三ヶ条規定の内容を成している個々の条項の体系的配列そのものの顕著な変化と言う結果をももたらしたものであると考えることができる。

実際に、当時の法令の規定形式を見ても、このような大犯三ヶ条規定の体系的配列に関する解釈方法に加わった根本的な変化の跡を伺うことができる。例えば、康永二年（一三三三年）十月二日に、石塔義元が相馬親胤に出した検断に関する「条々」は、

条々

一 謀叛人事

一 殺害人事

一 夜討強盗山賊海賊事

右、於実犯露頭輩者、究明之、可被注進之、就交名、可処罪科之状如件、

康永二年十月二日

左馬助（花押）

相馬出羽権守殿⁽³³⁾

となっており、そこに挙がっている全3箇条の検断事項、つまり「一 謀叛人事」、「一 殺害人事」、「一 夜討強盗山賊海賊事」、の3箇条が、大罪、特に重大な犯罪を表わす語である大犯を具体的に3箇条に互って列挙した大犯三ヶ条なる規定の体系に相応しいことは、内容的に考えて見ても明らかである。この点については、既に、新田一郎氏による指摘がなされている。⁽³⁴⁾ただ、私見は、新田氏の示された見解とはかなり理解を異にしている。新田氏は、「大犯三箇条」が、鎌倉時代に於いては、未だに確立されるに至っていない、否存在すらしていなかった、との見解を示されていると思われるが、私見では、所謂大犯三ヶ条規定は、貞永式目第三条の規定の冒頭部分に置かれた全3箇条の規定として、付けたりを含み込んだ形で、鎌倉時代以来、鎌倉幕府の基本法典中に定立された法体系上の明確な位置付けを保持しており、それらの3箇条は、守護の主要な職権事項として全3箇条から成る事項を明示した条項であり、貞永式目第三条によって定立されて以来、鎌倉時代を通じて、確立された法体系上の規定として、厳然と存在していたと考えている。しかし、それが、南北朝期に至って、叙上のような事情の変化により、貞永式目第三条の冒頭部分に関する解釈方法が大きな変更を蒙ることになった結果、大犯三ヶ条規定そのものが、内容的にも、また、各条項の配列される体系的な位置関係に於いても、大きな変化を遂げることになったものと考えられるのである。大犯三ヶ条の内容的及び体系的な配列の変化とは、大犯三ヶ条規定が、3箇条の全てに互って、守護の検断事項のみに限定されると共に、一見夾雑物のような①大番催促条項を失って、寧ろ純化されて、体系的に洗練され、整序されたような条項配列の外観を呈するに至った、と言うことを意味している。

こうして、南北朝期に至り、守護の検断条項として再度明確に定立し直された大犯三ヶ条規定は、諸国の守護が固く守るべき事項とされていた。例えば、足利幕府は、貞和二年十二月十三日に沙汰した「同守護人非法条々」でも、その冒頭の条項に、

一 大犯三箇条<付、苅田狼藉、使節遵行>外、相締所務以下、成地頭御家人煩事⁽³⁵⁾

を掲げていた程である。これは、守護が大犯三ヶ条以外の事項に関与することを重ねて厳禁した条項であり、当時の足利幕府が、守護の職権の範囲を限定し、法的に明示することに意を用いていたことが伺えるように思う。

繰り返しになるが、今一度、以上に論じて来た所を整理要約して説明し直せば、次のようになる。鎌倉幕府の基本法典である貞永式目に於いては、その第三条の規定の冒頭部分

で、守護の職権事項について、付けたりの④夜討強盗山賊海賊を含めて、

- ①大番催促
- ②謀叛（人）
- ③殺害人
- ④夜討強盗山賊海賊

と言う具合に、全部で合計4項目から成る規定を置いて、守護の職権事項の範囲を明らかにしていた。これが、従来、①②③の主要な3項目の条項だけに着目して、大犯三ヶ条と通称されて来た貞永式目の規定である。時代が降って、足利幕府の創設期に至ると、足利氏は、政権発足の当初より、貞永式目の規定並びに守護の大犯三ヶ条を堅持する基本方針を打ち出していたが、客観的情勢が大きく変化し、幕府及び全国に配置された足利方の守護は、全国的に展開する頑強な反幕府勢力との対決—凶徒退治—に忙殺されるようになったことから、全国の守護が①大番催促を実施し続けることが事実上不可能になり、自然に、守護の①大番催促は、守護の軍勢催促に切り替わって行った。それと同時に、足利尊氏を将軍に戴く幕府が京都に置かれ、京都が幕府の膝元化して、旧来大番武士によって行なわれて来た内裏・仙洞の守衛業務は、近国守護・在京大名の軍勢や、幕府の奉公衆化した在京人の系譜を引く武士等によって実施され得るようになったので、事実上、守護の①大番催促は無用のことにもなった。その結果、貞永式目第三条冒頭部分の①大番催促条項は、実質的に死文と化し、ここに条項の移動（異動）を生じ、元来貞永式目第三条に於いては、付けたりの位置を占めるに過ぎなかった④夜討強盗山賊海賊なる検断事項が、元の②謀叛（人）、③殺害人、の2項目と同格に繰り上がり、これらと独立対等の1項目に昇格して、大犯三ヶ条の中の正規の1箇条となって、法体系上の明確な位置付けを獲得するに至った。こうして、この当時、南北朝期に於いては、大犯三ヶ条と呼ばれる重大犯罪の内容は、(1) 謀叛人、(2) 殺害人、(3) 夜討強盗山賊海賊、の3箇条だけに絞られることになり、それらが、守護の主要な検断事項の3大項目、すなわち3つの代表的な検断条項として体系的に整序され、守護の職権事項は、何れを取っても、特に重大な犯罪を意味する大犯だけに限定されるようになり、それらを全部一括して、改めて大犯三ヶ条と呼称されるようになったのである。

ここまでのごく簡単な考察から、結論的に言えることを引き出して指摘すれば、次のようになろう。すなわち、それは、南北朝期に於いては、(3) 夜討強盗山賊海賊の4つの犯罪類型によって代表される所謂悪党は、大犯三ヶ条規定の中の1箇条として、明確な法体系上の位置付けを与えられるに至っていた、ということである。この意味からすれば、南北朝期当時の大犯三ヶ条は、(1) 謀叛人、(2) 殺害人、(3) 悪党、の3項目から成り立っていた、と説明付けることも、十分に可能であると考えられる。小稿の目的とする、〈南北朝期に於ける悪党の法的位置付け〉の検討に於いて、最も基本を成す議論の核心的部分

については、以上に説明し来たった所から、大体明らかになったことと思う。

しかし、以上にその概要を明らかにして来たような大犯三ヶ条規定の内容変化は、元来は、貞永式目第三条の冒頭部分に存在していた①大番催促なる守護の職権事項に属する1項目が、南北朝期に至って、その実質的意味を失い、事実上消滅したことによって、大犯三ヶ条の条項に移動（異動）を生じ、大犯三ヶ条の条項に関する解釈方法が変化を蒙った結果として、もたらされた変化であった、とすることができる。しかし、そうだとすると、小稿で取り上げている南北朝期よりも後の時代—室町時代—に至って、もしも、大犯三ヶ条の条項の配列が、再度改まるようなことが何か起こって来るとすれば、その場合には、大犯三ヶ条規定の解釈方法もまた、再度変更を受けて改まらざるを得なくなるし、大犯三ヶ条規定の意味内容についての理解・認識把握の仕方や、延いては、大犯三ヶ条の体系それ自体までもが、更にもう一段の変化を蒙ることにならざるを得なくなるに違いない。こうしたことは、当然に推測されて来る所であろう。実際に、遙か後代の室町時代後期（戦国期）に至ると、大犯三ヶ条規定の条項は、

I 家やき

II 人ころし

III 盗人（盗み）

の3項目へと、更なる形態変化を遂げていることが確認されるのであるが、このことは、『中世の罪と罰』の中で繰り返し指摘されているので、⁽³⁶⁾ 従来一般にも比較的よく知られている所ではないかと思われる。これらのI II IIIの3項目は、南北朝期に解釈が変更された上で、一旦は配列し直された大犯三ヶ条の各条項、すなわち（1）謀叛人、（2）殺害人、（3）悪党、とは異なっているが、凡そは重なっているように思われる箇条も含まれ、何れの箇条も、特に重大な犯罪と言う意味を持つ大犯の語に相応しい、代表的な犯罪行為の類型ばかりを揃えて列挙してある。こうして見て来ると、南北朝期に於いて、大犯三ヶ条規定の蒙った顕著な内容変化は、後世（室町・戦国期）に至り、大犯三ヶ条規定の体系とその意味内容が再度大きく変化を遂げる、その端緒を成した第一次の変化であった、と結論付けることが可能であると思われる。そして、それと同時に、その変化は、既に鎌倉時代の段階に於いて、貞永式目第三条の冒頭部分の規定によって定立されていた大犯三ヶ条規定が蒙ることになった変化の中で、最大級の大きな内容変化であり、それは、〈大犯三ヶ条の再定立〉と呼び得る程に大きな変化であった、と結論付けることが、やはり同じく可能であろうと思われる。

三、南北朝期に於ける大犯三ヶ条の個々の箇条について

そこで、次には、南北朝期に於ける大犯三ヶ条の実相を調査する必要が生じて来よう。当時の大犯三ヶ条が如何なる意味を持っていたのかを調べ出さねばならない。大犯三ヶ条に言う大犯が、時代に於ける大罪、特に重大な犯罪を意味していたとするならば、その重大性とは、実際どの程度の重大性であったのか。その点を確認し、明らかにしてこそ、小稿の議論が主な目的とする〈南北朝期に於ける悪党の法的位置付け〉がより一層明確にされることになると思われるからである。そこで、以下では、南北朝期に於ける大犯三ヶ条の個々の箇条、すなわち(1)謀叛人、(2)殺害人、(3)夜討強盗山賊海賊(所謂悪党)、の各箇条について、順番に、事例に則して、今少し詳しく見て行くことにする。

(1) 謀叛人・・・南北朝期の当時、謀叛人は、しばしば「反逆の凶徒」と呼ばれたりすることもあった。南朝方によって最もよく代表されているように、何れの反逆の凶徒の場合でも、それが反足利幕府勢力に属する者である限りは、足利幕府からは、全て皆この謀叛人としての取り扱いを受け、足利幕府—守護による追罰、追討—退治—の対象とされるのが常のことになっていた。前述のように、当時の用語では、これを「凶徒退治」と呼んでいた。実際、南北朝期に、凶徒退治のために守護が任命されたり、凶徒退治のために守護が任国の軍勢催促をしたりした事例については、枚挙に遑がない程多数の証拠資料が残存している。例えば、佐藤進一氏著『室町幕府守護制度の研究・上・下』の中では、その点を明瞭に証拠立てる資料が詳しく紹介されている。⁽³⁷⁾ 謀叛人、つまり反逆の凶徒が、所々の悪党を率いて蜂起すると言ったことも、実際には、少しも珍しいことではなかったらしく、南北朝期から室町初期にかけて成立したと考えられている往来物(啓蒙書)の代表作の1つ、『庭訓往来』の記述の中にも、この点に関連して、参考とすべき記載箇所がある。『庭訓往来』の中の「六月七日状 往信」を引用すると、

此間は、連々の物忬に依て、互に密々の雑談を忘る、誠に不慮の至り也、抑既に静謐に属するの間、鵜鷹逍遥の為に、参入せしめんと欲し候の処、謀叛、反逆の凶徒、籌策を廻し、盜賊狼狽の悪党を引卒して、国々に蜂起せしめ、山賊、海賊、強竊二盜の徒党、所々に横行せしめて、人の財産を奪取り、土民の住宅を追捕し、旅人の衣裳を剥ぎ取るの際、誅罰追討の為に、大將軍、方々に発向せらるゝに依て、当家の一族同じく彼の戰場に馳せ向ひて、城墉を破却し、楯籠る所の賊徒を追罰して、要害を警固す可しと云云、之に依て近日進発せしめんと欲し候処、此間戦場の武具乗馬以下、員を尽して失ひ候ひ訖ぬ、着棄の鎧、宿直の腹巻、并に御乗替等、御助成候はば然可き也、今度の出立は、当家の眉目、一門の先途也、門葉の人々、粉骨の合戦を致す可きの旨、約諾せしめ候、若し、存命仕り候はば、再会の時申し入る可く候也、就中、將軍家の御教書、嚴重の上、緋、御旗等を下し給るの間、内戚外戚の一族、一揆せしむる者也、且は戦功の忠否

に依り、且は軍忠の浅深に随て、朝恩に浴せんと欲す、譜代相伝の分領、一所懸命の地に於ては、相違有る可からざる者を哉、余命を顧みざるに依て、心底を残さず候、併ら御許容を仰ぐ、恐々謹言

六月七日

勘解由次官小野

謹上 後藤兵部丞殿⁽³⁸⁾

となっている。この「六月七日状 往信」の中での、特に、「謀叛、反逆の凶徒、籌策を廻し、盜賊狼狽（小稿では、狼狽を狼藉と理解する）の悪党を引卒して、国々に蜂起せしめ、山賊、海賊、強竊二盜の徒党、所々に横行せしめて、人の財産を奪取り、土民の住宅を追捕し、旅人の衣裳を剥ぎ取るの際、誅罰追討の為に、大將軍、方々に発向せらるゝに依て、当家の一族同じく彼の戦場に馳せ向ひて、城墪を破却し、楯籠る所の賊徒を追罰して、要害を警固す可しと云云」とある記述部分は、当時の謀叛人（反逆の凶徒）が、盜賊・狼藉の悪党を率いて国々で蜂起していた事情を反映していると思われる。のみならず、この記述は、謀叛人（反逆の凶徒）や、悪党に対する武家の処断のあり方が、誅罰・追罰を中心とする非常に過酷なものであったことを伺わせる恰好の資料でもある。

謀叛人の処断に関して、貞永式目の規定を見ると、第九条で、

一 謀叛人事

右式目の趣兼日難定歟、且任先例且依時議、可被行之、⁽³⁹⁾

と定めてあるのみであり、全く要領を得ないので、ここでは検討しない。建武政権期にまで降れば、よく知られているように、西園寺公宗が謀叛の廉で処刑された事実がある。⁽⁴⁰⁾ この時期、謀叛が死罪相当の重罪であったことは、この事実1つから見ても、確実に知られよう。次の南北朝期に入ってから、謀叛に対する刑罰が軽減された形跡は、特に見出されない。南北朝期に至っても、依然として、凶徒による謀叛が死罪相当の重罪であり続いていたと言うことは、間違いなく確かなことであるが、ここで、その点を証拠立てる資料を一例だけ挙げるとすれば、『園太暦』観応元年（貞和六年に同じ。一三五〇年）七月廿五日条～八月廿八日条の記事が挙げられる。⁽⁴¹⁾ この一聯の記事によれば、足利幕府に反逆し、美濃・尾張方面に蜂起して、路次で押し取りなどの狼藉を恣にしたために、「濃州凶徒」と呼ばれ、足利義詮等の率いる幕府軍の討伐の対象とされていた美濃国の反逆者土岐周清（周靖）以下の者が、武家方に生け捕られて、斬首された、と言う。この事件に限らず、これに類する反逆の凶徒による謀叛の記録や、足利幕府一守護による凶徒退治の記録の類は、夥しい程多数残されていて、これも枚挙に遑がない。こうした次第であるから、些かの誇張を顧みず、敢えて形容を試みるとすれば、南北朝時代は、一面では、「謀叛人追罰の時代」と呼ぶことができるし、或いは、端的に「凶徒退治の時代」と呼ぶこともできるのである。しかし、ここで少しく注意すべきは、謀叛人と言ひ、反逆の凶徒と呼んではいても、この当時の謀叛人・反逆の凶徒は、京都に所在する公家政権一北朝一に

朝一に対して、直接に反逆する所謂「朝敵」と見なされていたと言う訳では決してなく、飽くまでも、足利氏の樹立した室町幕府に対する謀叛であり、室町幕府に対する反逆に他ならなかったと言うことである。例えば、『園太暦』観応元年八月十九日条によれば、美濃の土岐氏のような源氏の末流の凶徒の追討に関しては、奏聞の限りではないとされていたが、⁽⁴²⁾この点からも、凶徒による反逆行為の対象が北朝の朝廷ではなかったことが伺われると思う。

(2) 殺害人・・・この荒んだ時代に、京都に於いて、強盗が殺害行為を犯している事例は少なくない。例えば、『師守記』康永四年（貞和元年に同じ。一三四五年）二月十日条裏書には、紀行親朝臣が、去る八日に、「群党」のために疵を被り、この日に至って他界した由を載せている。⁽⁴³⁾一方、『園太暦』同年同月十一日条にも、同じ紀行親朝臣刃傷事件についての言及が見られるが、そこでは、去る七日に、行親朝臣が「強盗」のために刃傷されて、去夕卒去したと書かれている。⁽⁴⁴⁾紀行親朝臣が襲われたとされる日付が両記録で相違している点には些か不審が残るが、この事件の場合に関しては、群党と強盗の実体は、一致していると見るべきであろう。また、『後愚昧記』康安元年（延文六年に同じ。一三六一年）三月二日条では、一条前関白経通亭に乱入した強盗が、物を取り、青侍1名を負傷させ、翌日死去せしめた事件が記録されている。⁽⁴⁵⁾同じく『後愚昧記』応安三年（一三七〇年）四月十四日条は、強盗殺人事件の生々しい実例を載せている。⁽⁴⁶⁾それによると、六角堂の辺りの唐絵の裏押の法師が、海老名の家人内藤某（実名不詳）のために、白昼妻子・僮従等と共に残らず殺害された上、財産を追捕され、押し取られた、と言う事件であった。

また、殺害人が足利幕府の侍所によって捕えられた事例も記録に残っており、これは、『師守記』貞治二年（一三六三年）十二月廿九日条に見えている。⁽⁴⁷⁾しかし、これは、殺害人が侍所により捕えられた事例と言うよりは、寧ろ殺害人が侍所に突き出された事例と見る方がよい。和泉左衛門尉国尚と林阿弥が「西門」で口論した挙句、国尚が殺害され、林阿弥も負傷したが、林阿弥の舎弟である岩夜叉が殊更に手を下したので、この岩夜叉を侍所（土岐直氏）に突き出した、と言う事件である。岩夜叉は、侍所に召し置かれた。偶々足利幕府の膝元の京都に於ける殺害事件であったがために、京都を管轄下に置いていた侍所の出番となった事例である。後述するが、当時山城国に守護を置いていなかった足利幕府では、侍所に対して本来山城守護の果たすべき検断機能を与えていたのである。⁽⁴⁸⁾しかし、これに対して、地方に於ける殺害事件の場合であれば、前述のように、殺害人が、当時の大犯三ヶ条規定の中の1条項として置かれていた以上、当然のこととして、殺害人の検断は、守護の主要な職権事項の1つとされていたと考えることができる。

一方、比較のために、公家側では、当時一体どのようにして殺害人の逮捕を行っていたのかを見てみると、京都に於ける殺害事件の場合は、檢非違使庁の官人が、犯人を召し

捕る業務に従事していた。つまり、京都に於ける殺害人の逮捕と言う検断の末端の業務に関しては、公家の検非違使庁が武家の侍所と競合状態にあったのである。例えば、『園太暦』貞和元年四月十九日条によれば、当日の賀茂祭に際して喧嘩が起こり、見物人1人が殺害されると言う事件が発生したが、下手人、すなわち殺害犯人については、使庁の官人が捜し出して、捕縛しているのである。⁽⁴⁹⁾

殺害人の処断刑に関しては、前代以来の貞永式目第十条では、

一 殺害刃傷罪科事<付、父子咎相互被懸否事>

右或依当座之諍論、或依遊宴之醉狂、不慮之外若犯殺害者、其身被行死罪并被処流刑、雖被没収所帶、其父其子不相交者、互不可懸之、(後略)⁽⁵⁰⁾

と定められていた。基本的には貞永式目を踏襲した足利幕府が、貞永式目の「其身被行死罪并被処流刑、雖被没収所帶」とする規定から離れて、殺害人に関する処断刑を何か別の刑罰形態に改めていたような形跡は、特に認められない。そこで、南北朝期当時に於いても、殺害人に対しては、やはり、死罪または流刑が科せられ、それに加えて、所帶を没収する刑が科せられていた、と考えるのが適当である。実際には、当時、殺害人が常に必ず死刑に処せられるとは限らなかった。現に、殺害人が流刑に処せられた実例がある（貞和二年十二月の「東大寺々官等列参事書」の中に挙がっている事例）。⁽⁵¹⁾しかし、何れにせよ、貞永式目を継承した足利幕府（武家）の目からは、殺害行為が死罪或いは流刑に相当する重大犯罪行為と見られていたことは、先ず疑う余地がない。公家側の見方も、基本的には同様であった。公家側の見方に関しては、貞治三年（一三六四年）五月九日に、北野社の社頭で起こった社僧の喧嘩・刃傷事件⁽⁵²⁾に関する大判事坂上明宗の罪名注進状（『師守記』同年同月十三日条に掲載された「御問条々」）⁽⁵³⁾などが多少参考になると思われるが、小稿では、この罪名注進状について精細な検討を加える余裕がないので、割愛する。

(3) 夜討強盜山賊海賊（所謂悪党）・・・・・・以前拙稿で言及した所であり、小稿でも既に指摘した所であるが、鎌倉時代以来、中世中期に当たる南北朝期の当時に於いては、一般には、これらの夜討・強盜・山賊・海賊の4種の犯罪類型の何れかに該当する犯罪行為が、普通の意味に於ける悪党行為であると認識把握されており、それが中世中期の当時に於いて、一般の人々の間での社会通念を形成していた。このことを示す同時代資料は決して少なくない。例えば、『後愚昧記』永和三年（一三七七年）七月十八日条では、

侍所<山名奥州、>勢寄仏覚寺<比叡山麓、>擲取悪党ホ、<強盜ホ云々、>或自殺或打死四五人云々、或又擲取了云々、⁽⁵⁴⁾

と記され、侍所による悪党の捕物について記録してある。この事件では、悪党等は、比叡山の麓にある仏覚寺なる寺を根城にしていたらしい。そこへ、侍所（山名奥州）の手勢が強襲をかけたのである。ところが、よく見ると、記録者の三条公忠は、初めは、「悪党」

と書いていながら、割注の所では、それを「強盗」と呼び替えている。三条公忠を含め、当時の人々からは、強盗が悪党の一種と見なされており、強盗が悪党の範疇に含めて理解されていたことが大層よく伺われる同時代資料であると思う。また、これらの4種類の犯罪類型「夜討強盗山賊海賊」に該当する犯罪行為の中で、夜討を除く3種類の犯罪行為は、『庭訓往来』の「八月七日状 返信」の中では、謀叛、殺害、放火、刃傷などの犯罪行為と並んで、侍所の職掌事項の中に数え入れられている。次に該当部分だけ引用する。

侍所は、謀叛、殺害、山海両賊、強竊二盜、放火、刃傷、打擲、蹂躪、勾引、路次の狼籍、鬪諍、喧嘩等也、管領、執事、奉行人、之を檢断す、所司代、訴状を右筆に賦るの時、小舎人或は下部等を以て、犯人を召出し、侍所に於て申す詞を記録し、言色体の嫌疑に依て、犯否を糺明するの時、所犯既に遁る所無くんば則ち之を召し籠め、或は推問、拷問、拷訊等に及で、之を尋ね究め、与同の党類等を尋ね搜て斬罪す可くんば、之を誅せられ、徒罪す可くんば、之を禁獄し、流刑す可くんば、流帳に記せらる、此外火印追放以下、辜の輕重、其人の是非に隨て、之を行はる、⁽⁵⁵⁾

侍所は、室町時代には、守護の置かれていなかった山城国及びその周辺地域を管轄担当し、『武政軌範』の中の「侍所沙汰篇」によれば、公武の警固と並んで、京都周辺地域の検断を担当する室町幕府の中央機関である。⁽⁵⁶⁾ 夜討だけが抜けているのが、些か不審な点であることは否定できないが、上の『庭訓往来』の記述から考えて、侍所は、大犯三ヶ条の検断条項を初めとする種々の検断事項をその職掌事項として管掌していたと推測することができる。この点で、その実質に照らして見るならば、侍所は、犯罪の検断に関する足利幕府の中央機関であると同時に、大犯三ヶ条の検断を行なう山城国の守護としての機能をも兼ねて果たしていたと言い得る。また、上に引用した『庭訓往来』の「八月七日状 返信」の記述は、中世武家法上の検断機関「侍所」に於ける検断の具体的様相を伺い知るためにも好適な資料であると言えよう。

そこで、次に、これらの4種類の犯罪類型に合致する犯罪行為の事例を同時代資料に則して、種類毎に個別的に眺めて行くことにするが、その前に、先ず、小稿で最初に言及しておいたように、当時の悪党は、社会一般の人々から、濫妨狼藉を働く者、殊に狼藉を働く者と見られていたと言う点について、再度確認しておきたい。『師守記』康永四年三月廿日条によれば、

伝聞、今日於六条川原、悪党人十余人切頸云々、其内、一昨日夜清水寺本道ニ付火候間、召取之、渡侍所之間、今日切之云々、⁽⁵⁷⁾

と記されているが、更に同日条の頭書には、「十人ハ内裏推參狼籍人也」と注記されているのである。この記述には、悪党人が狼籍人（狼藉人）と呼ばれている例が見られるが、その十人の内裏推參の狼藉人、すなわち悪党人が、一昨日の夜に清水寺の本堂（小稿では、本道を本堂と理解する）に放火した悪党人と共に、六条河原の刑場で斬罪に

処せられた、と記録されているのである。当時、記録者の中原師守のみならず、社会一般の人々から、悪党人は、狼藉人と認識され、実際、そう呼ばれてもいたのであって、この点は、決して、冒頭に掲げた『太平記』の記事から捏造された絵空事どころではなかったのである。

①夜討・・・当時の大犯三ヶ条の中では、①夜討②強盗③山賊④海賊と一括して掲げられている4種類の犯罪類型の中で、先ず、筆頭に位置する夜討に関して見ることにする。周知の通り、建武政権期にできた大変有名な「二条河原落書」の冒頭部分では、

此比都ニハヤル物 夜討強盜謀論旨⁽⁵⁸⁾

と囃されており、夜討は、「此比都ニハヤル物」の筆頭に掲げられている。「二条河原落書」のこの有名な囃し言葉によって、当時の京都では、夜討が大流行し、一種の日常茶飯事と化していたことがよく伺われる。その後、南北朝期に入っても、夜討の流行については、事情は余り変わっていない。例えば、『園太暦』貞和元年五月八日条には、洛中での夜討を企てたとの嫌疑により召し捕られた3、4人の連中の中に、山徒、すなわち比叡山延暦寺の僧徒が、少しばかり混じっていた、と言う事例が伝えられている。⁽⁵⁹⁾ この記事では、洛中での夜討を企んだ連中の問題については、「武家用心事」と位置付けられているが、洛中での夜討行為が、足利幕府にとって、十分に警戒を要する重大な事項の1つになっていたことがよく伺われる。これとは別に、同じく『園太暦』の少し後の貞和元年五月廿九日条には、上皇が比叡山の根本中堂に進めた宸筆の告文を持参した座主の承胤法親王が、途中で凶徒に出くわしたとの記事もある。⁽⁶⁰⁾ この凶徒の党類は、やはり山徒であったと言う。この凶徒の党類が、夜討を画策した輩と一致するとは限らないが、共に山徒であり、その同類であったことは間違いないと思われる。

ただし、この時代の夜討は、合戦の際の戦法の一つとして選択される場合が少なくなかったので、全ての夜討の性格が一様であったと考えるのは、正確ではない。この点については、既に『中世の罪と罰』の中で指摘されている所であるが、⁽⁶¹⁾ 実際に、同時代資料を見ても、確証される所である。例えば、『園太暦』観応元年十一月六日条に挙がっている京中の夜討の噂などは、前記の美濃国の反逆者——土岐周清——の残党が企んだこととされており、⁽⁶²⁾ もしその噂通りだったとすれば、反逆者の残党によるものとは言い条、戦法の一つとしての性格の強い部類に属する夜討と言うべきであろう。

しかし、翻って考えてみると、抑も何故夜討行為が悪党行為の内に数え入れられることになったのか、と言う大きな疑問がある。筆者なりに考える所を述べれば、山賊や海賊と言った他の悪党行為にも共通して見られる特徴であるが、夜討行為もまた、決して1人の人間だけでは為し難い行為であって、必ずや徒党を組んで実行された犯罪行為であったに違いないのである。人の寝静まった夜間、2人以上の多衆が武装して、門や扉や垣によって囲繞された人の住宅に侵入する行為が夜討であるが、普通であれば、1人きりの個人に

よって夜討が決行されたりすることは、先ずなかった。必ず2人以上の多衆が集まって、徒党を組んで決行されたのである。夜間に、武装して、塀や垣を乗り越えて他人の住宅に強襲をかけたり、押し入ったりする行為は、一般的に見て、「悪い行為」であり、犯罪性を濃厚に帯びている行為であると言えるが、その「悪い行為」である他人の住宅への夜間の武装侵入行為を個人が単独で実行するのではなく、徒党を組んで行なった場合が、すなわち夜討に他ならないのであるから、夜討行為は、＜悪事を働く徒党＞、すなわち悪党の犯罪行為と認識されるようになったのであろう。

⑥強盗・・・次に、強盗については、枚挙に遑がない程多数の同時代資料が残っている。前掲「二条河原落書」では、夜討に次いで、2番目に挙がっている都の流行り物が、この強盗である。足利幕府の政権発足の最初の時期、建武三年（一三三六年）十一月七日に制定された「建武式目条々」の中では、第三条として、

一 可被鎮狼藉事

昼打入、夜強盗、処々屠殺、辻々引剥、叫喚更無断絶、尤可有警固之御沙汰乎、⁽⁶³⁾

と定められていた。強盗も狼藉行為に属する行為として把握されていたことが、この第三条の文言から伺える。この条項を足利幕府による強盗規制立法の初出例とするが、鎌倉幕府とは違って、以後、足利氏の室町幕府は、悪党関連の規制法を余り多くは出さなかったため、強盗についても、これに後続する室町幕府による強盗規制立法例は、余り見出すことができない。

しかし、南北朝時代に入っても、依然、京都を中心として、全国で強盗が頻発していたのは、紛れもない事実である。当時の強盗の実態を伺うために、当時の公家の日記類の記事の中に、強盗の具体的な事例を求めるとすれば、どうしても京都に於ける強盗の記録を中心とすることにならざるを得ないが、例えば、『師守記』康永元年（暦応五年に同じ。一三四二年）七月六日条頭書に、記録者の中原師守宅の東隣りの前大膳権大夫長井広秀の許に乱入した群盗を撃退した、との記事がある。⁽⁶⁴⁾ この場合、記録には「群盗」と書いてあっても、人の住宅に乱入したのであるから、これは窃盗ではなく、明らかに強盗である。前述の康永四年二月十日の紀行親朝臣死亡事件の際の『師守記』と『園太暦』の記載に見られる群党と強盗の一致の事例も思い合わせられる。これらの記事からは、この当時でも、少なくとも京都に於いては、単独犯行の強盗は、余り多くはなかったことが伺われ、夜討について当てはまる悪党の特徴—徒党を成して行動し、重大な犯罪を犯したと言う点—が、強盗の場合についても、やはり、先ず大概は、当てはまると考えることができる。また、前述した通り、『後愚昧記』によれば、康安元年三月二日に、一条前関白亭に強盗が乱入して、物を取り、青侍1名を傷付け、翌日死亡させると言う事件があった。⁽⁶⁵⁾ 同じ『後愚昧記』応安六年（一三七三年）十月廿三日条には、前月に仙洞に推参した強盗の「余党人」と検非違使庁の官人明宗・章頼との大捕物の記事もある。⁽⁶⁶⁾ この事件では、

強盗の余党人を逮捕したのは、使庁の官人2人であって、武家の侍所の者ではなかったが、しかし、この場合も、仙洞に推参した強盗には、余党人があったのであり、決して1人の強盗による単独犯行ではなかった。この時捕縛された者の内、帥卿三条実音の青侍監物某は、後日使庁の官人等による糺問を受けて、自ら強盗の真犯人であることを白状し、その上、余党の連中についても口を割った、と書かれているが、この記事からは、当時の強盗の実体が、群盗に他ならなかったことを確実に裏付け得ると思う。また、『花營三代記』応安七年（一三七四年）五月九日条には、夜間禁裏に強盗が乱入し、唐門の警固人である近江国守護の家人目賀田弾正忠入道玄仙の若党が防戦して、若党・中間等が討ち死しながらも、これを撃退した、との記事が出ている。⁽⁶⁷⁾ この記事は、前述したように、南北朝期に至って、足利幕府が京都大番役の制度を廃止し、その代替措置として、近江国などの畿内近国の守護に対して、守護役の形で、その家人を内裏・仙洞の門の警固・守衛業務に駆り出させるようになっていた、と言う事情の変化を如実に物語っている。また、その他、『後愚昧記』永和二年（一三七六年）九月五日条でも、深夜、経師法師の住宅に強盗が乱入して、経師法師を負傷させたが、大事には至らなかった由を記してあり、それに続けて、記録者の三条公忠は、最近洛中・辺土では、群盗や引剥が数え切れないと記している。⁽⁶⁸⁾ 引剥を規制することを謳った建武式目が制定されてから早や四十年が経つにも拘らず、京都周辺の治安状態の悪さは相変わらずであると嘆いているのである。同じく『後愚昧記』康暦元年（永和五年に同じ。一三七九年）正月廿四日条にも、日野大納言の後家に強盗が入り、物を取ったとの記事がある。⁽⁶⁹⁾ その他にも、小稿では一々引用はできないが、当時の資料の中では、普通「強竊二盗」として、強盗と併称されていた窃盗関連の記録も、夥しく多数残されている。⁽⁷⁰⁾ こうした強盗事件（窃盗事件も含む）に関しては、侍所の管轄する京都周辺地域で発生した場合には、侍所に検断権が与えられていたことは、『庭訓往来』の「八月七日状 返信」の中の前掲引用部分を見ても、十分に推測されるが、その他に、『祇園執行日記』正平七年（北朝の文和元年に同じ。一三五二年）九月卅日条には、三条白河の強盗の屋（家）について、侍所に断わりなしに、祇園社社家が勝手に壊ち取ることを「謂れなし」として非難する侍所側の言い分に触れてある。⁽⁷¹⁾ 管轄下の京都地区に於ける強盗事件については、侍所が関与して処置に当たるのが当然とする侍所側の主張が顔を覗かせているように思われる。しかし、現実には、侍所が検非違使庁との間で、管轄権の競合状態にあったことは、上記『後愚昧記』応安六年十月廿三日条の記事に照らして明らかである。⁽⁷²⁾

㉑山賊・㉒海賊・・・残った山賊・海賊については、足利幕府は、両者を一括して、比較的早期から、度々明文の禁令を出している。先ず第一に、足利幕府は、山賊海賊と明示してはいないが、既に貞和年間（一三四五～一三五〇年）から、諸国往反の要路について、警固の必要性を認識しており、海陸共に警固・警戒を怠らず、旅人の煩いを停めよ、と命

ずる法令を出している（室町幕府追加法52）。⁽⁷³⁾ また、貞和二年発令と考えられている室町幕府追加法19でも、「山賊海賊事」として、

一 山賊海賊事

尋究出入之在所、若領主有同心之儀者、令改替地頭職、可被入守護使歟、⁽⁷⁴⁾

と定め、山賊・海賊のことについては、在所（現地）の領主（地頭）が、山賊・海賊に同心の儀があれば、つまり山賊・海賊に与していれば、地頭職を取り上げ、守護使を入部させる、と言う強制措置を取るべきことを明らかにしている。同じく貞和二年十二月十三日に定められた「諸国狼藉条々」の中にも、「山賊海賊事」（室町幕府追加法30）なる条項が含まれているが、それは、

一 山賊海賊事

糺明出入之在所、有領主同意之儀者、於其所者、永可令改補地頭職、至本所寺社領者、静謐之程可被補地頭哉否、可經 奏聞焉、⁽⁷⁵⁾

と言うものであった。その内容は、同年の発令と考えられている上記「山賊海賊事」（室町幕府追加法19）の規定内容に加えて、更に、本所寺社領に於ける山賊・海賊の出現の場合について、それが静まるまでの間、地頭を補任するか否かについては、奏聞を経よ、とする条項を追加している。

南北朝期当時の山賊・海賊の実際の状態については、『太平記』卷第三十九「高麗人来朝の事」が描き出している通りであったと思われる。冒頭部分だけを引用すると、

四十余年が間、本朝大いに乱れて外国しばらくも静かならず。この動乱に事を寄せて、山路には山賊ありて旅客緑林の陰を過ぎ得ず、海上には海賊多くして、舟人白浪の難を去りかねたり。欲心強盛の溢れ者ども類を以つて集まりしかば、浦々島々多く盜賊に押し取られて、駅路に駅屋の長も無く、関屋に関守る人を替へたり。結句この賊徒数千艘の舟をそろへて、元朝・高麗の津々泊々に押し寄せて、明州・福州の財宝を奪ひ取る。官舎・寺院を焼き払ひけるあひだ、元朝・三韓の吏民これを防きかねて、浦近き国々数十箇国、皆住む人も無く荒れにけり。⁽⁷⁶⁾

となっている。国内では、足利幕府による禁令が出されていたにも拘らず、南北朝動乱期四十年以上に亘り、山賊・海賊が猛威を振るい続け、陸海の旅行者の被害を拡大させ続けていたことが記されているが、その一節に、「欲心強盛の溢れ者ども類を以つて集まりしかば」と明記されているから、山賊・海賊の類にしても、やはり同類同士が集まって、徒党を成して行動するのが常であったと考えられ、たった1人の人間による単独犯行としての山賊行為や海賊行為などと言った行為を想定することは、實際上無意味とすら思えて来るのである。山賊・海賊も、夜討・強盗と同じく、徒党を成して、悪い行為（犯罪）を働く者共であり、＜悪事を働く徒党＞、すなわち悪党であった。そして、やがては、こうした欲心強盛の溢れ者共から成る賊徒等は、「数千艘の舟をそろへて」、大挙して、遠く海

外の元（中国）や高麗にまで進出して行って、大陸・半島の沿岸地域を寇掠するようになり、遂には、史上有名な所謂「倭寇」に転じて行き、猛威を振るって、大陸・半島の諸国に甚大な被害を及ぼすに至った、とするのが、『太平記』作者の見解のようである。

以上、こうして南北朝期の武家法令や文学や日記等の記録類を見て来ると、㉑～㉒の夜討・強盗・山賊・海賊の何れを取って見ても、同様に言えようが、鎌倉時代以来の所謂悪党は、この時代に至っても、なお依然として、＜悪事を働く徒党＞として極めて強盛であり続け、縦横無尽に犯罪行動を繰り返していたとすることができるのである。

そこで、次には、こうした夜討・強盗・山賊・海賊、すなわち所謂悪党に対する具体的な対応策、或いは処断のあり方について見ておかなければならない。この点に関して、先ず第一に、貞永式目第十一条では、

一 依夫罪過、妻女所領被没収否事

右於謀叛殺害并山賊海賊夜討強盜等重科者、可懸夫咎也、但依当座之口論、若及刃傷殺害者、不可懸之、⁽⁷⁷⁾

と定めてあり、山賊海賊夜討強盜、すなわち順番を入れ替えれば、夜討・強盗・山賊・海賊は、貞永式目の制定当時から、謀叛・殺害と並んで、重科、つまり重罪とされていたことが分かる。しかし、小稿では、これらの犯罪がどの程度の重罪であったのかについて検討しているのであるから、貞永式目のこの規定だけでは、説明が些か簡単に過ぎて、不十分であるとせざるを得ない。また、貞永式目第三十三条には、特に「強竊二盜罪科事」として、強盗・窃盗に関して、

一 強竊二盜罪科事 付 放火人事

右既有断罪之先例、何及猶予之新儀乎、次放火人事、准抛盜賊宜令禁遏、⁽⁷⁸⁾

と定めてあるが、単に、強盗・窃盗については既に断罪の先例があることを指摘してあるだけであって、貞永式目第十一条の規定の場合と同様、些か曖昧で抽象的な内容であり、やはり、小稿での議論にとっては、余り参考にならないようである。

これに対して、多少は参考になりそうな同時代資料としては、先ず、前掲『庭訓往来』の「八月七日状 返信」の記述が考えられる。その記述からは、夜討を除く他の3種類の悪党行為については、斬罪、流刑、徒罪と様々な段階の刑が用意されていたことが伺われはするものの、しかし、これらの刑は、悪党以外の放火、刃傷、打擲、蹂躪、勾引、路次の狼籍（狼藉）、鬭諍、喧嘩等と言った雑多な犯罪行為の場合の処断刑と重複している部分があるようでもあり、今一つ要領を得ない部分が残ってしまう憾みがある。そこで、当時の事例に則して見て行くことになるが、この点については、差し当たり、『後愚昧記』永徳元年（康暦三年に同じ。一三八一年）九月廿七日条が多少参考になろうかと思う。

今夜鴨社前社務<祐↑>、於四辻今出川辺被殺害了、於祐榮法印<十双院坊官法師、>許盜犯鞍、欲逃脫之処、自諸方出逢之間、被討留了、凡此男連、成強盜之犯云々、

不可説事也、⁽⁷⁹⁾

これは、強盗の常習犯であった鴨社の前社務祐^トなる者が、祐栄法印の許で鞍を盗み、逃走しようとしたが、諸方から皆が出合って、祐^トを討ち留めた、と言う記事である。この記事の内で、「自諸方出逢之間、被討留了」との記述部分からは、強盗の現行犯に対しては、武家に限らず、事件現場の近辺に居合せた者は、誰であれ、その場に出合って、その場で強盗犯人を打ち果たすことを許容されていたことが伺われる。強盗に限らず、悪党に関しては、「武家だけに限らず、誰でも、悪党の現行犯をその事件の発生した現場で打ち果たしてよい」とする慣行が当時存在していたことを伺わせるに足る記事である。

そして、この点に関連しては、同時期に締結された「松浦党一揆契状」に於いても、悪党に対する対応策の厳しさ、悪党に対する処断の過酷さが確認されるのである。例えば、永徳四年（至徳元年に同じ。一三八四年）二月廿三日の松浦党の「一揆契諸条々之事」の中に、

- 一 夜討強盗山賊海賊并諸財物田畠作毛以下盗人等之事、実犯現形者、見合可討留、若以支証有差申族者、先召取、科者依白状可有其沙汰矣、⁽⁸⁰⁾

との1条項が存在している。差し当たりここでは、北九州の松浦地方に於ける夜討強盗山賊海賊だけに限定して見る必要があるが、夜討強盗山賊海賊については、「実犯現形者、見合可討留」と明記されている。この一揆契諸条項は、夜討強盗山賊海賊、すなわち悪党については、現行犯は固よりのこととして、凡そ「その犯行が露見したならば、見付け次第打ち果たせ」と命じているものである。悪党を打ち果たすべき主体については、特に限定する文言は書かれていないので、一応は、この一揆契諾を結んだ主体である松浦党の面々を主体として想定すべきであろう。しかし、規定の趣旨としては、松浦党の面々に限らず、悪党（夜討強盗山賊海賊の何れにせよ）を見つけたその場に居合せた者であれば、誰でも、もしそれが可能なことであれば、その場で悪党を打ち果たしてよいこととされていたと考えられる。しかし、現実には、前述のように、悪党は徒党を組んで行動するのが普通であったから、悪党退治は、誰にでも自分1人だけの力で遂行できるような仕事ではなく、2人以上の多衆が武装して結合した悪党の集団と互角に渡り合えるだけの力量（武力・武装）を現に備えた武力集団乃至は武装集団、すなわちこの場合は、松浦党なる武士団の仕事として、彼等だけの手に委ねられざるを得なかったのであろう。同様に、嘉慶二年（一三八八年）六月一日の「松浦一族一揆契諸条々事」の中にも、

- 一 於夜討、強盗、山賊、海賊、放火、田畠作毛盜苟族者、証拠分明者、直可行死罪、聊以検疑不可致理不尽之沙汰、次同類之事、為衆中之沙汰、可被罪科云々焉、⁽⁸¹⁾

との1条項があり、夜討、強盗、山賊、海賊、だけに限定されていないが、それら悪党を含めて、「証拠分明者、直可行死罪」との過酷な処断方法が定められている。この一揆契諾規定も、夜討、強盗、山賊、海賊、すなわち悪党については、「証拠がはっきりし

ていれば、直ちに死刑に処する」ことを定めたものと解釈することができる。しかし、同時に、「聊以検疑不可致理不尽之沙汰」とも定めてあるから、単に悪党の嫌疑があると言うだけで、嫌疑者を即刻死罪に処することは認められていなかった。この一揆契諾条項の中で、「次同類之事、為衆中之沙汰、可被罪科」と定めてある所から明らかなように、悪党を死刑に処する科刑主体は、同類についてのそれと同様に、松浦党の「衆中」である。以上2つの悪党処断条項を含む一揆契諾の締結の事実から、南北朝時代末期には、松浦党のような地方武士団の一揆契諾状の文言の中で、特に犯行が露見した場合には、悪党を見付け次第その場で打ち果たすべきことが明記され、また、特に証拠分明である場合には、直ちに悪党を死罪に処すべきことが明記されるに至っていたことを確認できるのである。

結論的に言えば、南北朝期には、足利幕府のみならず、当時の一般社会から、悪党は、夜討・強盗・山賊・海賊の何れを取って見ても、頗る重大な犯罪行為として認識されていたが、前掲『庭訓往来』の「八月七日状 返信」の中の記事に見られるように、悪党に対する処断刑は、必ずしも死罪（斬罪）に限定されていたと言う訳ではなく、徒刑、流刑など、かなりの幅が持たせてあったと思われる。しかし、取り分けて、①現行犯の場合や、②犯行が露見した場合、或いは、③証拠分明である場合などのように、悪党が悪党であることが歴然と判明していて、悪党であることが最早言い逃れる術がない程に明白になっていると言う特別の条件が満たされている場合に限っては、明らかに、その悪党は、即刻死罪に処するのが相当と見なされることになっており、武家に限らず、凡そ誰にでも、悪党を見付け次第、その場で打ち果たすことさえもが、法的に許容されるに至っていた、と言うことになる。ただし、実際に保持している力量（武力・武装）の程度により、悪党の打ち果たし（悪党退治）は、結局は、武家の専権事項とならざるを得なかったと考えられる。

このように、悪党であることが逃れ難い程に明白な悪党は、即刻死罪に処する、と言う過酷な悪党処断の基本方針は、南北朝時代には、室町幕府によって確立され、広く地方武士団の間にまで普及して行ったが、悪党に対するこれ程までに厳格に過ぎる科刑の基本方針は、次の室町時代にも、そのままの形で受け継がれて行くことになった。そのことの証拠として挙げられる資料は、余り多くは残存していないが、例えば、応永廿一年（一四一四年）七月八日に、室町幕府が、興福寺の衆徒及び春日大社の国民に対して、心得置くべき条々として出した「篇目」の中の1条項が挙げられる。それは、

- 一 衆徒国民等、扶持置盜賊族夜打強盜大袋等、以種々悪行為其業云々、於名世悪党者、速可行死罪、於無沙汰之輩者、可為同罪之間、至扶持人、可被行所当科事、⁽⁸²⁾

とする規定であった。この篇目の袖書部分には、「被出衆徒国民京都篇目案」との記載があるから、衆徒・国民等を名宛人とし、主な対象としているにも拘らず、この篇目は、寺社法ではなくて、武家政権である室町幕府が衆徒・国民等に対して出した法令の1つであることは疑う余地がない。引用文の中の「於名世悪党者、速可行死罪」とある所に着目

すると、ここでは、「名世悪党」、つまり一世に名高い悪党については、速やかに死罪に処すべきことと定められているのであり、悪党が悪党であることが歴然と判明している場合には、即刻死罪とする前代—南北朝期—以来の過酷な悪党処断方針が、ここにも継承され、改めて明確に打ち出されていることが分かる。しかも、この規定に関して、特に注意しておきたいのは、室町幕府が、武家に対してではなく、興福寺の衆徒及び春日大社の国民に対して、この極めて過酷な悪党処断方針を示していると言う点である。この場合、悪党の処断については、室町幕府が自らの検断機関—侍所や守護⁽⁸³⁾など—の手を通じて行なうと宣言している訳ではなく、特に世に名高い悪党については、速やかに死罪に処すべきことを衆徒・国民等に対して命じているのである。つまり、世に名高い悪党の処断に関しては、衆徒・国民等に対して科刑権が委ねられているのであって、この点は、この篇目の規定に於いて、疑いを容れる余地がない程明確にされている。確かに、この篇目の規定では、「世に名高い悪党については、見付け次第、その場で打ち果たすことを広く世の何人に対しても認める」とまでは定めておらず、そのように受け取れる文言はその中に一言も含まれていないのであるが、しかし、悪党が悪党であることが明白である場合には、悪党に対する科刑権が室町幕府の独占を離れて行く傾向がある、と言うことは、この規定の事例に照らして見ても、明らかに看取し得るであろう。この篇目の規定の場合を敢えて分類するとすれば、④悪党であるとの評判が非常に高い場合、と言うことになろう。ただし、現実には、そのような場合がどれ程多くあり得たかについては、今詳らかにし得ない。

終わりに

以上三章に互って、〈南北朝期に於ける悪党の法的位置付け〉に関する基礎的な考察を試みて来たが、その結果明らかになったと思われる点をまとめると、次のようになる。

建武政権期には、目に付く程の変化は見られなかったが、南北朝期に至り、京都大番役が廃れると、それによって、旧来の貞永式目第三条の冒頭部分に置かれた、守護の職務権限事項を表わす所謂大犯三ヶ条規定に大きな移動（異動）が生じ、解釈方法に変更が加えられ、その結果、大犯三ヶ条規定の内容は、(1) 謀叛人、(2) 殺害人、(3) 夜討強盗山賊海賊、の3大検断項目に絞り込まれて、整理された。これにより、大犯三ヶ条規定は、大犯三ヶ条の名に相応しく、検断項目だけに限定して配列し直されたが、それによって、却って、体系的整合性を格段に向上させる結果になった。こうして、この時代に入ると、前代以来、夜討強盗山賊海賊の類として把握されて来た所謂悪党は、大犯三ヶ条規定の中の1条項として、明確な法的位置付けを獲得するに至ったのである。つまり、大犯三ヶ条は、基本的には、足利幕府（室町幕府）—守護の職権に属する代表的な検断事項の体系に変貌したのである。

しかし、大犯三ヶ条は、大罪、特に重大な犯罪を3項目に互って列挙したものである。

個々の条項に規定されている (1) 謀叛人、(2) 殺害人、(3) 夜討強盗山賊海賊 (所謂悪党)、を個別に検討して見ると、何れの大犯も、概ね死罪や流罪に相当するような重大犯罪であることが再確認された。ただし、(3) 夜討強盗山賊海賊、つまり所謂悪党については、『庭訓往来』の曖昧な記述に依拠する限りでは、処断刑に幅があるように思われなこともないが、小稿での検討の結果、(3) 夜討強盗山賊海賊の 4 犯罪類型に代表される所謂悪党の場合であっても、①現行犯の場合、②犯行が露見した場合、③証拠分明である場合、④悪党であるとの評判が非常に高い場合のように、悪党が悪党であることが判明しており、悪党であることが言い逃れる余地のない程に明白になっている特別の場合に限っては、速やかに死罪に処すべきものとされていたことが明らかになった。のみならず、悪党を見付け次第、その場に居合せた者は、誰であれ、その場で悪党を打ち果たすことさえも、法的に是認されるに至っていた、と言うことを明らかにすることもできた。

しかし、小稿で取り上げた中世中期の我が国には、大犯三ヶ条の中の夜討強盗山賊海賊に関する 1 条項を初めとして、秋霜烈日の如き過酷な悪党処断法が厳然として存在していたにも拘らず、前引『太平記』卷第三十九「高麗人来朝の事」の冒頭部分に見られる通り、悪党は、依然として全国で猛威を振るい続けていたし、中には、倭寇に進化を遂げ、海外に進出して、被害を一層拡大させる者すら出現するようになっていたのである。

注

- (1) 山下宏明校注『太平記・二』(新潮社) 1980・5・20、241・242頁。
- (2) 山下宏明校注『太平記・二』(新潮社) 1980・5・20、242頁。ただし、傍注や注番号、振り仮名等は、全て省略し、漢字の字体を一部変更した。
- (3) 殿法印良忠については、拙稿「『太平記』の記述に見る京都箒屋」(『共栄学園短期大学研究紀要』第18号)、4～6頁参照。
- (4) 先代(鎌倉時代)に於いて、悪党が重罪(重犯)であり、重科の対象とされていたことについては、拙稿「鎌倉幕府法令から眺めた「悪党」並びに鎌倉幕府の「悪党」検断に関する諸問題」(『法制史研究』43号)、206～209頁参照。
- (5) 悪党ではないが、武士による濫妨行為や狼藉行為は、古くは、平安時代末期から鎌倉時代初期にかけての12世紀最末期の頃に、一時的に一大社会問題化したことがある。筆者も、当時の武士の濫妨行為や狼藉行為を修士論文のテーマにして論じたことがある。一方、建武政権期に於ける悪党の濫妨行為や狼藉行為は、後述のように、雑訴決断所の牒の中にもしばしば現われる文言である。
- (6) 鎌倉時代に於ける悪党の基本性格については、注(4) 掲出拙稿参照。
- (7) 注(4) 掲出拙稿参照。
- (8) 竹内理三編『鎌倉遺文・古文書編・第四十一巻』(東京堂出版) 1990・6・25、286

- 頁、第32249号「越前三国湊悪党注進状」。
- (9) 竹内理三編『鎌倉遺文・古文書編・第四十二卷』（東京堂出版）1991・7・25、74頁、第32772号「若狭太良莊悪党人交名案（年代未詳）」。
 - (10) 竹内理三編『鎌倉遺文・古文書編・第四十二卷』（東京堂出版）1991・7・25、91頁、第32811号「陸奥鎌田孫太郎入道等濫妨注進状」。
 - (11) 後醍醐天皇のカリスマ性の片鱗は、網野善彦『異形の王権』（平凡社）1986・8・18に伺うことができる。
 - (12) 後醍醐天皇の綸旨万能ぶりについては、佐藤進一『南北朝の動乱』（中央公論社）1965・10・15、17～20頁参照。
 - (13) 建武政権の開設した雑訴決断所の基本性格については、佐藤進一『南北朝の動乱』（中央公論社）1965・10・15、27～29頁参照。
 - (14) 瀬野精一郎編『南北朝遺文・九州編・第一巻』（東京堂出版）1980・1・25、6頁、第16号「雑訴決断所牒」。
 - (15) 瀬野精一郎編『南北朝遺文・九州編・第一巻』（東京堂出版）1980・1・25、6・7頁、第17号「雑訴決断所牒」。
 - (16) 瀬野精一郎編『南北朝遺文・九州編・第一巻』（東京堂出版）1980・1・25、7頁、第18号「雑訴決断所牒」。
 - (17) 「両使」のような使節遵行の仕組みについては、佐藤進一『室町幕府守護制度の研究・上』（東京大学出版会）1967・9・10、「例言」7～9頁参照。
 - (18) 建武政権期に於ける京都大番の継続の事実については、拙稿「京都箒屋の設置場所に関する補論」（『早稲田大学大学院法研論集』第79号）でも言及した。
 - (19) 建武政権期に於ける京都大番役の存在を裏付ける資料としては、前注掲出拙稿の110頁で引用した『薩藩旧記』前集十二・入来本田氏文書の例がある。
 - (20) 「大番条々」並びに「陣中法条々」は、両方共、笠松宏至・佐藤進一・百瀬今朝雄校注『日本思想大系22・中世政治社会思想・下』（岩波書店）1981・2・25、91～96頁に掲出されている。
 - (21) 石井進・石母田正・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一校注『日本思想大系21・中世政治社会思想・上』（岩波書店）1972・12・5、155頁掲出の追加法2より、漢文のみを掲げる。ただし、一部の文字のサイズを改めた。
 - (22) 守護の軍勢催促権及び軍事指揮権の発動の事例は、注（17）掲出佐藤進一『室町幕府守護制度の研究・上』（東京大学出版会）1967・9・10及び佐藤進一『室町幕府守護制度の研究・下』（東京大学出版会）1988・11・10の2著の中の随所に豊富且つ詳細である。
 - (23) 悪党を凶徒と呼んだ例は、鎌倉時代に限っても、枚挙に遑がない程夥しくあるが、

例えば、貞永式目第三十二条の中で、盗賊・悪党について、「縁辺之凶賊」と言う呼び方がなされているのは、比較的早い時期の類似した実例である。

- (24) 東大寺文書十五。ただし、ここでは、東京大学史料編纂所編『大日本史料・第六編之十』（東京大学出版会）1971・5・1 覆刻、67・68頁、南朝正平元年・北朝貞和二年閏九月五日条掲出文書に拠っている。
- (25) 石井進・石母田正・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一校注『中世政治社会思想・上』（岩波書店）1972・12・5、9・10頁の漢文部分。なお、一部の文字のサイズを改めた。
- (26) 当時の「在京大名」の代表として挙げられるのが、何と云っても、ばさら大名として知られる佐々木道誉である。佐々木道誉の生涯に関する研究書には、例えば、林屋辰三郎『佐々木道誉』（平凡社）1995・2・15や、森茂暁『佐々木導誉』（吉川弘文館）1994・9・1 ほかがある。佐々木道誉は、主として出雲守護に任じたが、別に政所や引付等の幕府の要職に就いていたので、在京している期間が長かった。
- (27) 在京人については、注（3）掲出拙稿2頁でも多少言及してある。
- (28) 足利幕府の奉公衆は、注（12）掲出の佐藤進一『南北朝の動乱』（中央公論社）1965・10・15、356頁に出ている通り、端的に言って、幕府直轄軍の一翼を担う存在であった。
- (29) 一例として、日本歴史大辞典編集委員会編『普及新版・日本歴史大辞典・第二巻』（河出書房新社）1985・2・28、287頁の「おおばんやく 大番役」の項を挙げ得るが、そこでは、「室町幕府はこの役をおかず、以後、大番役と称する制度は絶えた」旨が記されている。
- (30) 岩橋小弥太・斎木一馬校訂『園太暦・巻一』（続群書類従完成会）1970・11・30、338頁。ただし、漢字の字体は、現行通用の字体に改め、割注を< >内に収め、注記の類を省略した。
- (31) 増補「史料大成」刊行会編『増補史料大成・花園天皇宸記・一』（臨川書店）1965・9・30、7頁、延慶四年（応長元年。一三一一年）正月十六日条や、同書、30頁、応長二年（正和元年。一三一二年）二月廿八日条などの記事の中に、「大番」の語が出ているが、その他にも、「門々番衆」（同書、32頁、正和元年八月廿五日条）、「四足門番衆」（同書、47頁、正和二年四月廿五日条）、「番衆」（同書、97頁、正和三年閏三月四日条）等々、大番衆に関連する記事は、多数ある。尤も、仙洞の門の番衆などは、南北朝期に入った後の時期に於いても、間違いなく存在していた。例えば、岩橋小弥太・斎木一馬校訂『園太暦・巻一』（続群書類従完成会）1970・11・30、529頁、貞和二年五月十三日条には、野猪が出現して、持明院殿や洞院公賢邸の周辺を走り回ると言う椿事が出来たので、「仙洞門番衆」が出合っ、これを射止めた、と言う記事が出ている。しかし、そこで言われている仙洞

の門の番衆の実体が、果たして前代同様の大番衆だったか否かは、今詳らかにし得ないことを遺憾とする。

- (32) 日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典〔縮刷版〕・第六卷』（小学館）1980・8・20、1343頁、「だいぼん」の項。
- (33) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集・第二卷・室町幕府法』（岩波書店）1957・6・29、163頁の「検断条々」。ただし、漢字の字体は、現行通用の字体に改め、返り点、注記の類を省略した。
- (34) 新田一郎「〔大犯三箇条〕異説 — 「常識」の再検討 —」（『遙かなる中世』No.14）、69頁。
- (35) 石井進・石母田正・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一校注『中世政治社会思想・上』（岩波書店）1972・12・5、162頁の追加法31の漢文部分。ただし、一部の文字のサイズを改めた。
- (36) 網野善彦・石井進・笠松宏至・勝俣鎮夫『中世の罪と罰』（東京大学出版会）1983・11・15、78頁、193～196頁。
- (37) 注（17）及び注（22）掲出の佐藤進一『室町幕府守護制度の研究・上』（東京大学出版会）1967・9・10及び佐藤進一『室町幕府守護制度の研究・下』（東京大学出版会）1988・11・10の2著。
- (38) 山田俊雄・入矢義高・早苗憲生校注『新日本古典文学大系52・庭訓往来 句双紙』（岩波書店）1996・5・28、43～47頁。ただし、写真版、その他の注記・振り仮名の類は省略した。
- (39) 石井進・石母田正・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一校注『中世政治社会思想・上』（岩波書店）1972・12・5、13頁の漢文部分。
- (40) 西園寺公宗の処刑については、佐藤進一『南北朝の動乱』（中央公論社）1965・10・15、110・111頁参照。
- (41) 岩橋小弥太・斎木一馬校訂『園太暦・卷三』（続群書類従完成会）1971・3・30、295～307頁。
- (42) 岩橋小弥太・斎木一馬校訂『園太暦・卷三』（続群書類従完成会）1971・3・30、299・300頁。
- (43) 藤井貞文・小林花子校訂『史料纂集・師守記・第二』（続群書類従完成会）1969・2・25、271頁。
- (44) 岩橋小弥太・斎木一馬校訂『園太暦・卷一』（続群書類従完成会）1970・11・30、244頁。
- (45) 東京大学史料編纂所編『大日本古記録・後愚昧記・一』（岩波書店）1980・10・29、9頁。

- (46) 東京大学史料編纂所編『後愚昧記・一』（岩波書店）1980・10・29、225頁。
- (47) 藤井貞文・小林花子校訂『史料纂集・師守記・第六』（続群書類従完成会）1972・9・30、336頁。
- (48) 室町時代、山城国が將軍家の直轄下に置かれていたことについては、佐藤進一『室町幕府守護制度の研究・上』（東京大学出版会）1967・9・10、1頁参照。
- (49) 岩橋小弥太・斎木一馬校訂『園太暦・卷一』（続群書類従完成会）1970・11・30、261頁。ただし、この賀茂祭の際の検非違使には、武家方の大夫尉佐々木氏頼が加わっていた。捕り手は、使庁の官人である。
- (50) 石井進・石母田正・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一校注『中世政治社会思想・上』（岩波書店）1972・12・5、14頁の漢文部分。ただし、一部の文字のサイズを改めた。
- (51) 東京大学史料編纂所編『大日本史料・第六編之十』（東京大学出版会）1971・5・1覆刻、326頁、南朝正平元年・北朝貞和二年十二月是月条に掲出された東大寺文書。注（18）掲出拙稿の119頁に全文を掲出した。
- (52) 藤井貞文・小林花子校訂『史料纂集・師守記・第七』（続群書類従完成会）1973・12・30、158頁。
- (53) 藤井貞文・小林花子校訂『師守記・第七』（続群書類従完成会）1973・12・30、162～165頁。ただし、「御問条々」は、別紙別筆。
- (54) 東京大学史料編纂所編『大日本古記録・後愚昧記・二』（岩波書店）1984・3・29、244頁。ただし、漢字の字体は、現行通用の字体に改め、一部の漢字の字体を変更し、割注を< >内に収め、注記の類を省略した。
- (55) 山田俊雄・入矢義高・早苗憲生校注『庭訓往来 句双紙』（岩波書店）1996・5・28、68～70頁。ただし、写真版、その他の注記・振り仮名の類は省略した。
- (56) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集・第二卷・室町幕府法』（岩波書店）1957・6・29、388頁、「一 頭人事」参照。
- (57) 藤井貞文・小林花子校訂『史料纂集・師守記・第三』（続群書類従完成会）1969・12・25、27頁。ただし、漢字の字体は、現行通用の字体に改め、注記の類を省略し、一部の文字のサイズを改めた。
- (58) 笠松宏至・佐藤進一・百瀬今朝雄校注『中世政治社会思想・下』（岩波書店）1981・2・25、345頁に拠るが、注記号・振り仮名等は、全て省略した。
- (59) 岩橋小弥太・斎木一馬校訂『園太暦・卷一』（続群書類従完成会）1970・11・30、267頁。
- (60) 岩橋小弥太・斎木一馬校訂『園太暦・卷一』（続群書類従完成会）1970・11・30、274頁。

- (61) 網野善彦・石井進・笠松宏至・勝俣鎮夫『中世の罪と罰』（東京大学出版会）1983・11・15、91～94頁。
- (62) 岩橋小弥太・斎木一馬校訂『園太暦・卷三』（続群書類従完成会）1971・3・30、365頁。
- (63) 石井進・石母田正・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一校注『中世政治社会思想・上』（岩波書店）1972・12・5、148頁の漢文部分。
- (64) 藤井貞文・小林花子校訂『師守記・第二』（続群書類従完成会）1969・2・25、58頁。
- (65) 注（45）参照。
- (66) 東京大学史料編纂所編『後愚昧記・二』（岩波書店）1984・3・29、127・128頁。
- (67) 塙保己一編『群書類従・第二十六輯・雑部十四・卷第四百五十九』所収『花宮三代記』（続群書類従完成会）1932・10・15、90頁。
- (68) 東京大学史料編纂所編『後愚昧記・二』（岩波書店）1984・3・29、213頁。
- (69) 東京大学史料編纂所編『大日本古記録・後愚昧記・三』（岩波書店）1988・3・29、5頁。
- (70) 『園太暦』の記載の一部に限って見ても、貞和元年二月六日条、貞和五年六月廿九日条、同年閏六月九日条、同年七月一日条など多数の事例がある。
- (71) 小稿では、佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集・第二卷・室町幕府法』（岩波書店）1957・6・29、171頁に掲出されている参考資料40に拠っている。
- (72) 注（66）参照。
- (73) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集・第二卷・室町幕府法』（岩波書店）1957・6・29、27頁の室町幕府追加法52「諸国往反要路警固事」。
- (74) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集・第二卷・室町幕府法』（岩波書店）1957・6・29、18頁の室町幕府追加法19「山賊海賊事」。ただし、漢字の字体は、現行通用の字体に改め、返り点、注記の類を省略した。
- (75) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集・第二卷・室町幕府法』（岩波書店）1957・6・29、23頁の室町幕府追加法30「山賊海賊事」。ただし、漢字の字体は、現行通用の字体に改め、返り点、注記の類を省略した。
- (76) 山下宏明校注『太平記・五』（新潮社）1988・4・25、439・440頁。ただし、傍注や注番号、振り仮名等は、全て省略した。
- (77) 石井進・石母田正・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一校注『中世政治社会思想・上』（岩波書店）1972・12・5、14頁の漢文部分。
- (78) 石井進・石母田正・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一校注『中世政治社会思想・上』（岩波書店）1972・12・5、27頁の漢文部分。ただし、一部の文字のサイズを改めた。

- (79) 東京大学史料編纂所編『後愚昧記・三』（岩波書店）1988・3・29、45頁。ただし、漢字の字体は、現行通用の字体に改め、一部の漢字の字体を変更し、割注を< >内に収め、注記の類を省略した。
- (80) 石井進・石母田正・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一校注『中世政治社会思想・上』（岩波書店）1972・12・5、399頁の「一揆契諾条々之事」第3条の漢文部分。
- (81) 石井進・石母田正・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一校注『中世政治社会思想・上』（岩波書店）1972・12・5、401頁の「松浦一族一揆契諾条々事」第3条の漢文部分。
- (82) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集・第二巻・室町幕府法』（岩波書店）1957・6・29、197頁の「衆徒国民可存知条々」の一部。ただし、漢字の字体は、現行通用の字体に改め、返り点、注記の類を省略し、一部の文字のサイズを改めた。
- (83) 尤も、前注掲出書196頁の参考資料102の事書案の冒頭に、「大和洲者、承保之明時、御寄附一国之吏務於興福寺、元暦之往代、重被付守護職畢」と出ているように、当時大和国の守護職は、南都興福寺が保持していたが、小稿では、事柄の性質上、室町幕府が、守護の興福寺寺家を飛び越して、直接に衆徒・国民等に宛てて命令を発している点を特に強調しておきたい。